

令和5年度北九州市未就業女性潜在層支援業務
公募型プロポーザル実施説明書

1 業務名

令和5年度北九州市未就業女性潜在層支援業務

2 契約期間

契約を締結した日から令和6年3月31日まで

3 事業に係る予算上限額

1,805,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む額）

4 業者選定方法

公募型プロポーザル方式

5 業務内容

令和5年度北九州市未就業女性潜在層支援業務委託仕様書のとおり

6 参加資格

公募型プロポーザルに参加を希望するもの（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 北九州市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

7 参加資格の喪失

参加希望者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、参加資格を失うものとし、また、すでに提出された提案は無効とする。

- (1) 前項に規定する参加資格の要件を満たすものではなくなった場合
- (2) 不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触した時
- (3) 提案書に虚偽の記載をしたことが判明した時

8 実施スケジュール

- (1) 告知開始日 令和5年9月1日(金)
- (2) 質問書の提出期限 令和5年9月15日(金) 正午まで
- (3) 参加申出書の提出期限 令和5年9月22日(金) 正午まで
- (4) 企画提案書の提出期限 令和5年9月29日(金) 正午まで
- (5) 選定委員会 令和5年10月5日(木)・6日(金) 予定(うち1日)
- (6) 受託候補者特定及び結果通知 令和5年10月12日(木) まで
- (7) 以後のスケジュールは、選定事業者との協議により決定する。

※説明会は開催しない。

※各実施日は、事務の都合により変更される場合がある。

9 質問

質問がある場合は、「(様式1) 質問書」により、「18 事業所管課」へ電子メールにて提出すること。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

※提出の際は、ファイル名を「貴社名__質問書」とすること

(1) 質問書の提出期限

令和5年9月15日(金) 正午まで

(2) 質問に対する回答方法、予定

令和5年9月21日(木) までに、質問者を伏せて市ホームページにて回答書を掲載

10 参加申出書の提出

本件に参加を希望する者は、以下のとおり「(様式2) 参加申出書」を提出すること。期限までに提出がない場合は、本件に参加できない。

※提出の際は、ファイル名を「貴社名__参加申出書」とすること

(1) 参加申出書の提出期限

令和5年9月22日(金) 正午まで

(2) 提出先

「18 事業所管課」と同じ

(3) 提出方法

電子メールで提出。送信後、電話により受信の確認を行うこと。

11 提案書の提出

参加希望者は、期限までに下記の書類を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。また、提案にかかる費用については、事業者の負担とする。

(1) 提出書類・部数

① 企画提案書(様式自由)・6部

すべてA4判縦、横書き、長辺綴りを基本とし、両面12ページ以内(表紙・目次を

除く)で作成すること。なお、図面等でこれによりがたい場合は A3判横でも可とする。また、提案書にはカバー等はせず、ステープル止めで提出すること。

※1部は原本(社名、代表者印入り)、5部はいずれのページにも社名が記載されていないものを提出

※データ提出の際はファイル名を【貴社名__企画提案書(社名あり)】【貴社名__企画提案書(社名なし)】とすること

② 見積書(様式自由)・6部

見積金額総額及び明細(消費税及び地方消費税を含み、事業実施に係る費用の詳細が分かるように記載すること。)

※1部は原本(社名、代表者印入り)、5部は社名が記載されていないものを提出

※データ提出の際はファイル名を【貴社名__見積書(社名あり)】【貴社名__見積書(社名なし)】とすること

※見積金額総額が予算を超えると失格となりますのでご注意ください

(2)企画提案書の内容

- ① 事業方針
- ② 実施内容
- ③ 実施スケジュール・体制
- ④ 会社概要・実績

(3)提出方法

① 提出期限：令和5年9月29日(金)正午まで

※持参による提出の場合、平日の9時から17時(最終日は12時(正午))までの時間厳守とし、この期間以外の受付は一切しない

※提出の期限を過ぎた場合、失格とする

② 提出先 「18 事業所管課」と同じ

③ 提出方法

下記の二つの方法で提出すること。

・書面

郵送又は持参にて提出。(郵送の場合は書留郵便で、上記期限必着のこと)

・データ

メールにて提出。直接添付もしくはオンラインストレージでも可。企画提案書はPDF形式とする。(上記期限必着)

※送信後、電話により受信の確認を行うこと

※いずれかが提出期限を過ぎた場合、失格とする

1.2 審査・選定方法

(1) 企画提案書内容及び選定の際の評価のポイント

別紙「企画提案書の項目及び評価のポイント」のとおり。

(2) 選定方法

提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション、書類審査等の方法により(1)のとおり選定委員会による審査を行い、各選定委員100点満点による審査・評価の合計が最も高い企画提案書を提出した企画提案事業者を、受託候補者に選定する。ただし、当該企画提案書に対する各選定委員の評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、「受託候補者なし」とする場合がある。また、評価点の合計が最も高い企画提案書が複数ある場合は、選定委員の協議により受託候補者を選定する。

(3) 企画提案事業者なし又は企画提案事業者が1者の場合の取扱い

応募書類の提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には公募を中止し、業務内容を再検討する。企画提案書類を提出した者が1者であった場合であっても、(2)の方法に従い審査を行う。

1.3 選定委員会の開催

提出された企画提案書等に基づき、選定委員会による審査を行い、受託候補者を特定する。

日 程：令和5年10月5日(木)・6日(金) 予定(うち1日)

※日程・説明時間等は後日調整の上、企画提案事業者に連絡する。

会 場：ウーマンワークカフェ北九州

(北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2階)

内 容：企画提案書に基づき、企画提案事業者が選定委員に対して説明・質疑応答を行う。(質疑応答を含め1社30分程度。パソコン・プロジェクターなどを使用した説明は認めない。)

備 考：応募締切後の資料の追加・変更は認めない。

選定委員会に要する経費は、企画提案事業者の負担とする。

1.4 審査結果の通知

受託候補者を特定したときは、提案者全員に次の事項を通知する。

- (1) 受託候補者として特定した又は受託候補者として特定されなかった旨
- (2) 当該提案者の順位及び点数
- (3) 受託候補者として特定されなかった提案者については、その理由について、所定の期限までに説明を求めることができる旨

1.5 審査結果の公表

受託候補者を特定した場合は、市ホームページに次の事項を公表する。

- (1) 受託候補者の商号又は名称
- (2) 提案者数

- (3) 提案者（受託候補者のみ商号又は名称を表示）の評価結果
- (4) 審査委員会の委員（外部委員を含む）の氏名及び職名（職業）
- (5) 審査委員会における主な意見
- (6) 市の主な特定理由

1.6 受託候補者との契約締結

- (1) 市は、審査結果の通知後に、受託候補者と当該業務委託に係る詳細について必要な協議を行う。この協議において、企画提案書に記載した提案内容について、業務受託候補者からの変更は原則認められない。ただし、市に不利にならない変更であって、プロポーザル方式審査の公平性、透明性及び競争性に影響を及ぼさないものについては除く。
- (2) 協議が整った場合は、業務受託候補者はあらかじめ見積書を提出すること。仕様書と見積書を精査のうえ、随意契約による契約の締結を行う。
- (3) 契約保証金は、契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が、北九州市契約規則（以下「契約規則」という。）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (4) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな受託候補者として手続きを進める。受託候補者が契約締結の日までに本市から指名停止を受けた場合も同様とする。
- (5) 受託候補者が「7 参加資格の喪失」に該当することが判明した場合は、受託候補者としての資格を取り消す。この場合は、上記（4）と同様に処理を行う。
- (6) その他、本書に定めのない事項は、関係法令及び契約規則などの関係規程の定めに従い処理する。

1.7 その他注意事項

- (1) 提案に係る経費については、提案事業者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書を提出した後は、実施要領、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 参加申込書の提出後、企画提案を希望しない場合は、企画提案を辞退することが可能。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メールにて、辞退届（様式自由）を提出すること。

1.8 事業所管課

北九州市総務局女性の輝く社会推進室(ウーマンワークカフェ北九州) 担当：白井、花村
電話：093-551-0091 FAX：093-551-0093
住所：〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3丁目8-1 AIMビル2階
Mail：sou-josei@city.kitakyushu.lg.jp

企画提案書の項目及び評価のポイント

以下のとおり応募者に提案を求め、各選定委員100点満点による審査・評価を行う。

	評価項目	評価の視点	配点 (点)
1	事業実施にあたっての 基本的な考え方、業務目的の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・未就業女性の就労に対する現状・課題・支援ニーズを把握できているか ・未就業女性の就業意欲の喚起につなげるという事業の方向性が示されているか 	10
2	潜在層の掘り起こし、広報	<ul style="list-style-type: none"> ・未就業女性の掘り起こしについて効果的な工夫がみられるか ・効果的な媒体や多様な手法を用いた広報となっているか 	10
3	事業の企画・運営方法 ①講座、ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・講座やワークショップの提案が、未就業女性の不安を取り除き、就業意欲を高めるような内容となっているか ・未就業女性の関心をひく事業内容となっているか ・講座やワークショップの回数や時間は適切か 	20
4	事業の企画・運営方法 ②ママドラフト会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ママドラフト会議の提案が、未就業女性の希望に応じた就職を促進する内容となっているか ・未就業女性と企業が、お互いに関心を持ちやすく、スムーズに交流できるような内容となっているか 	20
5	事業の企画・運営方法 ③個別伴走支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就労に対する現状・課題を踏まえ、専門的知見や独自ノウハウを活かした伴走型の支援体制となっているか ・ウーマンワークカフェ北九州と連携し、就労に向けた行動変容が期待できる内容となっているか 	10
6	アンケート、ヒアリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・未就業女性とママドラフト参加企業の課題や今後の支援ニーズが報告できるアンケート項 	10

	課題、支援ニーズの分析	<p>目が設定されているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未就業女性の意識や行動変化が分かる内容になっているか 	
7	<p>運営体制、業務遂行能力、スケジュールの妥当性、個人情報の管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施体制、役割分担等、責任の所在が示されているか ・全体スケジュールは無理のない実施可能な工程となっているか ・個人情報は適切に管理されているか 	10
8	<p>これまでの関連・類似事業の実績・信頼性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国や他自治体等での類似業務の実績があるか 	5
9	<p>価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額が提案内容に比して適正かつ効率的かどうか 	5